



三重県公報

令和8年1月6日 (火)

第 682 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
1	三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則	(出 納 局)	2
告 示			
1	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
2	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水産資源管理課)	3
公 告			
県営住宅の入居希望者の募集			(住 宅 政 策 課) 3

規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年一月六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第一号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 第二条（定義） （略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 ハ（略）</p> <p>九 コンビニ収納 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の一第一項の規定に基づく委託を受けた者がコンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げるコンビニエンスストアに属する事業所をいう。）からの収納を取りまとめるサービスをいう。</p> <p>（指定金融機関等への通知）</p> <p>第三条 知事は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。第十三条第一項及び第十五条第一項において「令」という。）第一百六十八条の規定により指定金融機関及び指定代理金融機関を指定し、又は指定内容を変更したときは、その旨を当該金融機関へ通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 第二条（定義） （略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 ハ（略）</p> <p>九 コンビニ収納 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第一百五十八条第一項及び第一百五十八条の一第一項の規定に基づく委託を受けた者がコンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類五八九一コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）に属する事業所をいう。）からの収納を取りまとめるサービスをいう。</p> <p>（指定金融機関等への通知）</p> <p>第三条 知事は、令第百六十八条の規定により指定金融機関及び指定代理金融機関を指定し、又は指定内容を変更したときは、その旨を当該金融機関へ通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第二条第一項第九号の改正規定中「細分類五八九一コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）」を「コンビニエンスストア」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則

三重県告示第1号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第9項の規定により公示する。

令和8年1月6日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和元年7月12日 第69号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社丸翔運輸	代表取締役 小澤 敬二	三重県三重郡川越町大字亀崎新田1番地1

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
小澤 さつき	玄米	K242025687
小澤 夢乃	玄米	K242025688

三重県告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表します。

令和8年1月6日

三重県知事 一見勝之

令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間）におけるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第1 さんま

1 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）

現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県さんま漁業	現行水準

第2 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まあじ漁業	現行水準

第3 まいわし太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量

10,800トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まいわし中型まき網漁業	6,000トン
三重県まいわし機船船びき網漁業	3,000トン
三重県まいわしその他漁業	現行水準

第4 かたくちいわし太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量

107,000トンの内数

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県かたくちいわし漁業	107,000トンの内数

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和8年1月6日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 受付期間

令和8年1月6日（火）から同月31日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和8年3月4日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目501エトアール津102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目501エトアール津102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
		川成（一般・単身可）	1
		高見ヒルズ（一般・単身可）	2(1)
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般・単身可）	2(1)
	四日市	笹川（子育向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2(1)
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	1
中勢伊賀 ブロック	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4(2)
		桜島（子育向）	1
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	3(1)
		千里（高齢者・単身可）	1
	津	サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	2
		白塚（一般・単身可）	1
		一身田（子育向）	1
		一身田（高齢者・単身可）	1
	伊賀	一身田（一般・単身可）	1
		パールハイツ西丸之内（一般）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		結城（一般・単身可）	2(1)
		新町（高齢者・単身可）	1
南勢 ブロック	松阪	服部（一般・単身可）	1
		カーサ上野（一般）	2(1)
		大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1

		和屋（一般・単身可）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
伊勢		辻久留（一般・単身可）	1
		城田（高齢者・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（一般・単身可）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	2(1)

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。
- (3) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- (5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
- (6) 地方税を滞納していないこと。
- (7) 緊急連絡人を確保すること。
- (8) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県国土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

令和8年1月6日

三 重 県 公 報

第 682 号

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
